



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日中台における契約の拘束力に関する比較研究：事情変更法理とリスク配分論を素材として〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	鄧, 乾坤
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第13248号
Issue Date	2018-06-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/71236
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Qiankun_Deng_review.pdf, 審査の要旨



学 位 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏 名 鄧 乾 坤

審査担当者	主 査	教 授	曾 野 裕 夫
	副 査	准教授	根 本 尚 徳
	副 査	教 授	鈴 木 賢（明治大学法学部）

日中台における契約の拘束力に関する比較研究
—事情変更法理とリスク配分論を素材として—

契約法における「事情変更法理」は、契約締結後に事情変更が生じた場合に、契約の改訂または解除を認めるものであることから、「契約の拘束力」と緊張関係にある。本論文は、事情変更法理に関する日本法、中国法、台湾法の比較法研究を通じて、「事情変更法理」と「契約の拘束力」の関係（契約の拘束力の強度、事情変更法理の体系的な位置づけ）を解明するとともに、この問題について日本法とは対照的な態度をとる中国法と台湾法から、日本法に対する示唆を得ることを目的とするものである。比較にあたっては、①事情変更法理を、私的自治を制限したり契約の拘束力に対する「例外」を認めるものと位置づけるかどうか、②事情変更のリスクの配分方法に関する「リスク配分規範」の在り方などが課題（視点）として設定されている。

本論文の構成は、課題設定を行う「序章」につづく、「第1章」から「第3章」で、それぞれ日本法、中国法、台湾法について立法、学説、裁判例を検討し、「終章」において上記の課題について比較法的な知見を示すというものである。その分析の概要は次のとおりである。

まず、日本法については、学説で充実した先進的な議論がなされているのと対照的に、立法では平成29年民法改正（以下、「債権法改正」）でも事情変更法理の明文化が見送られ、裁判例では最高裁が同法理による解除等を認めたことはないなど、立法や裁判例は同法理について消極的な態度をとっていることが紹介される。このような消極的な態度は、日本法（特に債権法改正）が「当事者意思」ないし「私的自治」を重視し（そのことは、例えば、裁判例にみられる「予見不可能性」要件の厳格な認定にも現れている）、事情変更法理は私的自治に対する介入であるから「例外」として限定的に適用すべきものと考えられていることに起因すると指摘する。

次に、中国法については、伝統中国法から1980年代までの変遷を簡単にたどったうえで、1999年制定の「契約法（合同法）」で事情変更法理の明文化が見送られた経緯、2009年には「最高人民法院司法解释」で同法理を明記する一方で（商業リスクに属さない事情変更による契約の変更・解除を認める）、同年の司法文書で同法理の適用にあたっては最高人民法院の審査を経ることを求めるなど、全般的に同法理に消極的であることが紹介される。そして、裁判例については、「等価関係の破壊」、「履行困難」、「目的不到達」の3類型にわけて検討し、「経済契約法」（1981年）の下で国家計画の実現を目的とする経済契約について行政的管理の観点から公平原則に基づく事情変更法理が認められやすかったことに対して、「合同法」（1999年）の下では同法理の適用が慎重になっていることを紹介する。他方で、学説では「鼓励交易原則」——これは「契約の尊重（*favor contractus*）」原則に類似するものである——を強調するものや、予見可能性のあるリスクであっても当事者が引き受けたとみるべきでないリスク（変動の類型が予見できても、その程度が予見

できなかったリスク)については同法理を適用すべきとする見解に注目し、当事者意思への拘泥からの脱却を志向するものとして積極的に評価する。

台湾法については、1929年に大陸で制定され、1945年から台湾で実施されている中華国民民法(以下、「台湾民法」)には事情変更法理に関する規定はなかったものの、同法理は日中戦争の戦中戦後の混乱期の非常時立法で明文化され、それらの失効後に旧民事訴訟法397条に導入され(1968年)、さらに1999年の台湾民法(債権法)改正において明文化(台湾民法227条の2)された経緯が紹介される。これらの規定は職権による契約改訂を認めるものであり、このような明文規定を手掛かりとして、裁判例では、大きな社会事変や自然災害の場合に限らず、同法理に基づく契約改訂(給付の増減等)が頻繁に認められていることが紹介される。また、学説でも、「予見不可能性」要件について、当事者が現実に見込んでいても一般人に予見可能でないものについては要件充足を認めるなど、当事者意思の尊重を後退させ、「公平原則」を重視する考え方などに注目する。また、同法理の効果については、契約改訂と解除に加え、再交渉義務についても論じられていることが紹介されている。

以上のような検討で示された、事情変更法理と契約拘束力の関係についての日中台の相違点の原因として、本論文は、①明文規定の有無、②事情変更法理の導入の経緯の違い(日本はワイマール期ドイツの事情変更法理を学説継受したのに対して、台湾では戦中戦後の混乱期における必要から同法理が導入された)、③バブル崩壊や大災害にも関わらず日本社会・経済が比較的安定していて同法理の適用について緊迫感のないこと、④日本法が「私的自治」(当事者意思)を尊重するのに対して、中国法と台湾法では、事情変更による等価関係破壊類の場合に「公平原則」、履行困難と目的不到達類型の場合には「鼓励交易原則」による契約関係の維持を重視するなど、「当事者意思」を絶対視しないという違いがあることを指摘する。そして、このように同法理に対する日本法の立場(例外扱いによる事情変更法理の空洞化)を相対化したうえで、同法理を「契約内在的リスク」についての「例外」的な法理ではなく、契約の拘束力の射程外の「契約外在的リスク」についてのリスク配分法理とみるべきこと、また、同法理の効果として再交渉義務を当事者に課し、これを裁判所による私的自治への介入の調整弁とすべきことを主張する。

このような、立法・判例・学説の分析に支えられた本論文の主張は、一定程度の説得力を有していると思われ、構えの大きな野心的な比較法研究であると高く評価できる。また、中国法と台湾法における事情変更法理についてはこれまで日本で本格的な比較法的考察がなされていない

(特に判例分析はされていない)ことから、本論文はその穴を埋めるものとして学界における今後の議論の基礎となる共有財産であるといえる。

他方で、本論文にはさらなる分析を望みたかった点もある。例えば、日本法が事情変更法理に慎重な態度をとり、債権法改正でも明文化が見送られたのは、同法理によって法的安定性が害されることや濫訴の弊害が懸念されたからであるが、同法理が柔軟に適用されている台湾においてそのような弊害は生じていないのかが必ずしも明らかにされていない。この点が補足されれば、日本法に対する示唆はより説得力を増すものと思われる。また、中国と台湾における「公平原則」の具体的内容や公平性の判断要素が明確化されていないため、個別事案ごとにおける事情変更法理の適用判断が何を決め手とされているのかが不明確であるともいえる(特に台湾においては、当事者の一方が公共主体である事案が多いが、そのことが公平性の判断にどう作用しているのか)。もっとも、これらは本論文を承けての学問的討議のなかで今後明らかにされていくべきものであって、本論文の学問的貢献の価値をいささかも減じるものではないというべきであろう。

以上から、本審査委員会は、審査委員全員の一致で、本論文が博士(法学)の学位を授与するに相応しいと判断した。